

社援基第0417第1号
平成27年4月17日

各 都道府県・市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

人口構造の高齢化、人口減少社会の到来、家族や地域社会の変容に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化する一方、措置から契約への移行、多様な事業主体の参入など、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しています。

そもそも社会福祉法人は、民間の社会事業を運営する者を前身とし、公益性の高い社会福祉事業を担う法人として旧民法34条の公益法人の特別法人として制度化されたものですが、上記のような社会環境等の変化に伴い、その位置づけは変化し、社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことにあります。

こうした社会福祉法人本来の役割を果たすことを求める観点から、平成26年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、全ての社会福祉法人に対して社会貢献活動の実施を義務付けることとしています。また、社会保障審議会福祉部会における検討を経て、平成27年4月3日に閣議決定された「社会福祉法等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）においては、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」（改正後の社会福祉法第24条第2項）と規定し、「地域における公益的な取組」を実施する責務を位置付けています。

また、上記の「規制改革実施計画」においては、「一定の事業規模を超える法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する」ととされています。「地域における公益的な取組」については、今回の改正法案において責務規定を

整備するのですが、このような取組を行うことは、法整備を待つことなく、社会福祉法人がその本旨に基づき果たすべき社会的使命です。既に多くの社会福祉法人においては、地域の福祉ニーズを踏まえ、その規模や経営実態に即して、自主的に実施されていると承知していますが、未実施の法人も含め更なる積極的な取組が求められます。

つきましては、「規制改革実施計画」の内容及び改正法案の趣旨を踏まえ、貴職においては、「地域における公益的な取組」の積極的な実施について、所管する社会福祉法人に対し促していただくようお願いします。

併せて、貴職が所管する社会福祉法人において取り組まれた内容については、毎事業年度終了後に所轄庁へ届け出こととなっている現況報告書の「地域の福祉ニーズへの対応状況」に記載するよう再度周知をお願いします。

また、都道府県におかれでは、管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いします。

なお、本通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものです。